

Title	ラートブルッフ刑法草案及理由書：ドイツ刑法草案：第二編 違警罪
Sub Title	ラートブルッフ刑法草案及理由書 (翻譯)：ドイツ刑法草案：第二編 違警罪
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko) 宮澤, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.8 (1955. 8) ,p.62- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	ラートブルッフ刑法草案 (一九二二年) 資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550815-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第三三一條 一定の原因につきアルコール飲料の提供を禁止している規定に違反した者は、三ヶ月以下の禁錮又は罰金に處せられる。

(未成年者に對する煙草の提供)

第三三二條 一六歳未満の者に對し、その教育につき権限ある者又はその代理人のいないところで、本人の飲用の爲にニコチンを含む煙草を提供した者は、三ヶ月以下の禁錮又は罰金に處せられる。

(麻酔的有毒物の譲渡)

第三三三條 他人に對し妄りに阿片、モルヒネ、コカイン若くは之に類似した麻酔的又は昏睡的毒藥を供給した者は、二ヶ月以下の禁錮又は罰金に處せられる。

(訓誡)

第三三四條 本章の規定に對する輕罪について、裁判所は特に輕い場合には、行爲者を罰する代りに訓誡することができる。

第二編 違 警 罪

總 則

(範圍)

第三三五條 違警罪とは、罰金のみを科せられる行爲である。

(刑)

第三三六條 罰金は、法律に別段の規定のない限り二〇マルク以上一萬マルク以下とする。

(第一編總則の適用)

第三三七條 違警罪については、第三三八條乃至第三四八條の規定に基つて別段の結果を生じない限り、第一編の總則中に於いて重罪及び輕罪について規定された規定を適用する。

(外國に於いて犯した違警罪)

第三三八條 外國に於いて犯された違警罪については、特別法又は條約が規定している場合に限つてドイツ刑法が適用される。

(過失による行爲の可罰性)

第三三九條 過失による行爲は、法律が故意を必要とするのではない限り、處罰するのに充分である。

(未遂、從犯)

第三四〇條 未遂及び從犯は處罰されない。

(刑の條件附執行猶豫)

第三四一條 刑の條件附執行猶豫についての試験期間は、一年以上二年以下とする。

(改善及び保安の處分)

第三四二條 ①物件の沒收は、法律がそれを明白に規定している場合に限つて言渡すことができる。

②その他の改善及び保安の處分は言渡されてはならない。

(特に輕い場合)

第三四三條 特に輕い場合には、裁判所は、行爲者を罰する代りに訓誡することができる。

(特に重い場合)

第三四四條 特に重い場合、ことに、現行の規定に對して執拗に不從順を固執する場合には、拘留又は一〇萬マルク以下の罰金を言

渡すことができる。

(利慾のかどで罰金を科せられることはない)

第三四五條 行爲者の利慾に基づくという理由で、第六九條により、罰金を科し、又は引上げることが許されない。

(徴収できない罰金)

第三四六條 徴収できない罰金の代りに拘留が爲される。

(拘留)

第三四七條 拘留の期間は一日以上三ヵ月以下とする。

(時効)

第三四八條 ①その経過と共に可罰性が消滅する時効期間は六ヵ月とする。

②その経過と共に執行の可能性が消滅する時効期間は二年とする。

各 論

(邦の領域からの追放に對する違反)

第三四九條 邦の領域からの追放に違反した者は、罰金に處せられる。

(権限のない紋章の使用)

第三五〇條 ①妄りに國若くは邦の紋章又は鷲章の模造品を設置した者は、罰金に處せられる。

②妄りに國若くは邦の勤務旗章を使用した者も亦前項同様罰せられる。

(権限のない稱號の使用、制服の着用等)

ラートブルッフ刑法草案及理由書

第三五一條 左の各號の一に該當する者は、罰金に處せられる。

一 妄りに内國又は外國の稱號若くは榮位を使用する者

二 妄りに内國又は外國の制服、業務服、又は職務上の徽章、勳章若くは名譽章を佩用する者

三 看護活動の爲の職業上の服裝又は職業上の徽章であつて、國內に於いて國家的に承認されたもの、又は國家的に承認された職業上の服裝又は國家的に承認された職業上の徽章に類似しているか、又は混同する程類似しているものを妄りに着用した者。國政府は、國參議院の同意を得て國家的承認を行うについての原則を定める。

(氏名詐稱)

第三五二條 故意に權限ある官吏に對してその姓名、身分、職業、營業、住所又は住居について不實の申立を爲し、又は申立を拒絶した者は、罰金に處せられる。

(法定の閉店時間の違反)

第三五三條 ①營業主若くはその代理人、又は警官が退去を要求したにも拘らず、客として、法定の閉店時間以後に互つて、酒場又は公の娛樂場に留まつた者は、罰金に處せられる。

②酒場又は公の娛樂場の營業主として、若くは營業主の代理人として、客が法定の閉店時間以後に互つて留まることを認容した者も前項同様罰せられる。

(公衆に迷惑をかけること)

第三五四條 左の各號の一に該當する者は罰金に處せられる。
一 喧嘩、混雜の惹起又はその他無作法な態度によつて、故意に

公衆に迷惑をかけた者

二 比較的多数の人員を不安にするのに適した方法で、故意に、緊急警呼、非常信號を濫用した者

三 故意に、公の靜謐を亂すのに適した無作法な騒音を惹き起した者

(安息日の遵守)

第三五五條 日曜及び祭日の安息を妨げることに対して制定された規定に違反した者は、罰金に處せられる。

(葬式の舉行)

第三五六條 葬式の舉行に關する規定に違反した者は、罰金に處せられる。

(公文書を以てする取引又は貨幣の流通の危殆化)

第三五七條 ①所管の官廳若くは適法の發行者又は作製者の許可書を得ないで、公文書又は公の認證記號、貨幣、有價證券又は第一九六條に記載された種類の證券の製造に適した鑄型又はその他の器具、若くはそのような器具で作製された押型、又は公文書若くは公の認證記號の試刷を製作し、取得し、賣却し、又は官廳、發行者、作製者以外の者に譲渡した者は罰金に處せられる。

②所管の官廳又は適法の發行者若くは作製者の許可書を得ないで第一項に記載された目的物の作製の爲に定められた紙種と同じか、又は混同する程類似している用紙を製作し、取得し、賣却し又は官廳又は發行者若くは作製者以外の者に譲渡した者も前項同様罰せられる。

(偽造紙幣)

第三五八條 ①取引上紙幣(第二〇〇條)と混同する危険のある營業上の公告若くはその他の印刷物又は圖畫を作製し、又は頒布した者は、罰金に處せられる。

②前項に記載されたような印刷物又は圖畫の作製に適している鑄型を作製又は頒布した者も前項同様に罰せられる。

(沒收)

第三五九條 第三五七條及び第三五八條に規定された種類の器具、押型、試刷、用紙、印刷物及び圖畫は、沒收することができる。且つ、それ等のものが行爲者に屬さない場合であつても亦同様である。

(土木監督局、無警備の掘鑿)

第三六〇條 ①建築に關して人の生命若くは健康を保護するため、又は他人の所有權を保護する爲に制定された規定に違反した者は、罰金に處せられる。

②人が往來する場所に於いて井戸、穴藏、坑渠又はこれに類似的掘鑿若くは傾斜を安全な裝置なしに放置した者も前項同様に罰せられる。

(道路警察、鐵道警察、航海及び航空の安全)

第三六一條 左の各號の一に該當する者は、罰金に處せられる。

一 公の街路、道路、若くは廣場、又は水路上に於ける安全、秩序、便宜、清潔又は靜謐のために制定された規定に違反した者
二 鐵道交通の安全若くは秩序の維持のため、公衆のために制定された規定に違反した者

三 航海安全の爲の航海規則若くはその他の國の規定に違反した

者、又は内水航路の保護のための規定に違反した者

四 航空の安全のために制定された規定に違反した者

(消防警察)

第三六二條 火災の豫防若くは消防の爲に制定された規定に違反した者は、罰金に處せられる。

(危険な物件の取引)

第三六三條 ①左の各號の一に該當する物件の製造、保管及び使用に關する規定、若くはそのような材料又は物件の運搬に關する規定に違反した者は、罰金に處せられる。

一 爆發しやすい、燃えやすい、又は腐蝕しやすい材料又は物件

二 毒物、毒藥若くは藥品

三 武器若くは彈藥

②此の材料若くは物件は沒收することができ、且つ、それ等が行爲者に歸屬しない場合であつても尙沒收することができる。

(護岸)

第三六四條 砂丘、海岸若くは河岸、又はこれ等の場所に在る設備若くは耕作物の保護のために制定された規定に違反した者は、罰金に處せられる。

(郷土保護)

第三六五條 美術、歴史若くは自然の記念物の保護のため、又は風光の保護のため、若くは土着の動植物界を保護するために制定された規定に違反した者は、罰金に處せられる。

(犬の使喚、投石、危険な射撃、危険な動物)

第三六六條 左の各號の一に該當する者は罰金に處せられる。

一 一人に對して犬をけしかけた者

二 故意に、他人若くは他人の所有物に向つて、石その他の固い物又は汚物を投げた者

三 人の往來する場所で、警察の許可を受けないで發砲し、若くは火花を打ち上げ、又は自發銃、鐵の罌、鐵鉤若くはこれに類似の裝置をし、又はこれを維持した者。銃砲及び裝置は沒收することができ、且つ、それ等が行爲者に歸屬しない場合であつても尙沒收することができる

四 警察の許可を受けないで危険な野獸を飼つている者、又は野獸若くは摩猛な動物を放し飼ひして置く者、又はそのような動物による傷害の防止の爲に必要な豫防措置をとることを怠つた者

(掘鑿、耕作、土地の奪取)

第三六七條 ①故意に掘り取り、鋤き取り、若くはこれに類似の方法で、他人の土地、私道、公道、若くは境界の畦道を妄りに縮小させた者は、罰金に處せられる。

②故意に他人の土地、私道、公道より土壤、砂利若くはその他僅かな價格の土地の構成部分を妄りに取り去つた者も前項同様に罰せられる。その採掘について官廳の許可を必要とする土地の構成部分を妄りに奪取することに對する規定は、本項の規定には關係がない。

③本條の行爲は、被害者の請求のある場合に限つて訴追せられる。

第三六八條 ①左の各號の一に該當する者は罰金に處せられる。

一 家屋の持主若しくはその代理人又は警察署の許可を受けないで家屋の鍵を調整した者

二 居住主若しくはその代理人又は警察署の許可を受けないで部屋若しくは戸棚の鍵を調整し、又は錠を開けた者

三 警察署の許可を受けないで他人に合鍵又は開錠器を引渡した者

② 前項の鍵若しくは開錠器は没収することができ、且つ、それが行為者に歸屬しない場合であつても尙没収することができる。

(他人の獵區への侵入)

第三六九條 ①狩獵のための裝備をして一般の使用に定められた道路以外の、他人の獵區に侵入した者は罰金に處せられる。

②本條の行爲は被害者の請求のある場合に限つて訴追せられる。

第三編 公安を害する行動

(乞食)

第三七〇條 ①勞働嫌惡若しくは放蕩から、働く代りに乞食をした者は、強制勞働所に引渡すことができる。

②乞食を生業とする者は、強制勞働場に引渡されなければならない。

(乞食に出すこと)

第三七一條 自己の監督の下に在り、且つその家庭的共同生活に屬する兒童若しくは少年を乞食に出し、若しくは乞食を續けさせ、又は故意若しくは過失により、そのような兒童若しくは少年が乞食をすることをやめさせることを怠つた者は、強制勞働所に引渡すことが

できる。

(群をなして放浪すること)

第三七二條 誠實な職業を営むことなく、群をなして地方を放浪した者は、強制勞働所に引渡すことができる。

(勞働拒絶)

第三七三條 公の救貧資金から扶助を受けながら、勞働を嫌つて、官廳によつて指定された、自己の能力にふさわしい勞働に従事することを拒んだ者は、強制勞働所に引渡すことができる。

(強制勞働所)

第三七四條 ①強制勞働所は、改善及び保安の處分である。そこに監置された者は、勞働をするようにしむけられるべきであり、秩序正しい生活に馴らされなければならない。

②強制勞働所への引渡は裁判所によつて命ぜられる。勞働不能者は強制勞働所の代りに養育院に引渡されるべきである。

③保護觀察(第五一條)で充分ならば、これが命ぜられなければならない。

④收容については第四六條第一項乃至第三項、及び第四七條、第四九條乃至第五一條の規定が準用される。

(國外追放)

第三七五條 主務官廳は、強制勞働所に引渡された外國人を、收容する代りに、若しくは收容と併せて國外に追放することができる。追放者が妄りに歸還したときは追收容することができ。第五〇條は準用される。